

第1号事業「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」

項 目	業 務 内 容
1 電 話 相 談 (手紙、FAX、 メールを含む)	総件数 6,001件(前年度件数5,332件) 月平均 500件 (相談者数 2,011名 ～ 男性 619名、女性 1,384名、その他 2名、不明 6名) 4月 548 5月 535 6月 495 7月 503 8月 461 9月 498 10月 593 11月 486 12月 511 1月 456 2月 435 3月 480
被 害 別 受 理 状 況	・殺人 1069 ・DV 23 ・強盗 143 ・ストーカー 184 ・不同意性交等 1232 ・交通被害 589 ・不同意わいせつ 644 ・財産的被害 374 ・他の性被害 272 ・その他の被害 315 ・暴行・傷害 824 ・死別、自殺 8 ・虐待 27 ・その他 297
相 談 結 果	6,001件中
助 言 等	(5,660件)
面接引継	(56件)
他機関等の 教示・紹介	(285件) 内訳 ・弁護士関係 130 ・警察 56 ・精神保健関係 34 ・東京都相談関係機関 27 ・福祉関係 19 ・女性相談窓口 9 ・他府県支援組織 7 ・検察、裁判所関係 2 ・民間相談機関 1 ・医療関係 0
相談実施時間	・ 総実施時間(電話のみ) 43,768分(約729時間) ・ 平均実施時間 約11分／回
2 面 接 相 談 (カウンセリング)	総件数 974件 (前年度件数 1,185件) 月平均 81件 (相談者数 246名 ～ 男性 54名、女性 192名) 4月 92 5月 71 6月 78 7月 74 8月 90 9月 76 10月 90 11月 70 12月 89 1月 89 2月 69 3月 86

面接相談については、電話等による相談内容から判断して、早期に情報提供等の支援が必要な人や、精神的被害等を受けて、継続的な面接が必要な人に対して実施している。2020年度からは東京都が行う経済的支援制度の説明と申請書類作成の補助を行っている。

被害別 受理状況	・殺人 228 ・強盗 28 ・不同意性交等 264 ・不同意わいせつ 124 ・他の性被害 4 ・暴行・傷害 122 ・交通被害 192 ・その他の被害 10 ・その他 2
相談結果 (246名中)	・面接継続中 65名 ・終結 181名
相談の端緒 (246名中)	・電話相談 56名 ・他機関等からの紹介 77名 (うち、警察情報提供から 12名) ・同行家族等 19名 ・来所者 2名 ・昨年度からの継続 92名
支援内容	ケース 傷害(被害者～20代女性) 出身大学に対して一方的に恨みをつのらせた加害者が大学を訪れ、たまたま居合わせた被害者に対して殴る蹴るの執拗な暴力を加えた。被害者は脳挫傷等のケガを負い、約10日間入院した。警察から東京都の見舞金制度について説明を受けた母親から連絡があり、面接導入となった。 被害者は母親とともに来所された。面接では恐怖心が強いいためか、事件について話そうとすると落涙し言葉が出ない状態だったため、心理士との面接を案内した。面接では「周囲に迷惑をかけて申し訳ない。事件が現実のこととは思えない」などと話し、トラウマ症状が強く、日常生活に大きな影響がある様子がうかがえた。精神科受診を提案し、通院や刑事手続には相談員が付添支援を行った。刑事裁判では有罪が確定した。 被害者は事件に向き合うことへの恐怖心が強く、PE療法(トラウマ焦点化認知行動療法)を受けることを躊躇していたが、事件から1年後、「大学に通学できるようになりたい」という希望が出てきてPE療法を受けることを決意した。約3ヶ月間週に1回来所してプログラムに取り組み、トラウマ症状は大きく軽減、事件に関する書類などを自身で読んだり、記入したりすることができるようになった。現在は通学の再開に向けて前向きに準備をしている。 * 事例には若干の変更を加えている。 2008年4月から開始された東京都との協働事業において、精神科医及び臨床心理士による専門的な精神的ケアを、必要に応じて提供できるようになった。従来からの相談員による相談・支援活動に加え、専門家による精神的ケアを同時に提供することによって、より効果的な支援が可能となっている。 今後も被害者の状況に応じて相談員と臨床心理士が連携を図り、それぞれの役割を生かしながら適切な支援を行っていききたい。
相談実施時間	・総実施時間 56,679分(約945時間) ・平均実施時間 約58分/回

第2号事業「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」

被害者への直接的支援事業	2001年4月から本事業を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問等の支援を行っている。			
支 援 対 象	総対象者 190名（前年対象者数 172名）			
	・殺人	59	・暴行・傷害	23
	・強盗	5	・交通被害	33
	・不同意性交等	45	・その他の被害	1
	・不同意わいせつ	23		
	・他の性被害	1		
支 援 状 況	総件数 937件（前年件数 693件）		月平均 78件	
	・裁判所付添	208	・自宅訪問	34
	・代理傍聴	71	・関係機関付添	257
	・検察庁付添	223	・病院付添	15
	・警察署付添	10	・その他	119
	※「その他」とは、ケース会議、送迎、面接場所への訪問等である。			
支 援 内 容	ケース 殺人(遺族～60代男性)			
	窃盗目的で自宅に侵入してきた加害者と鉢合わせになった被害者が殺害された。被害者は単身で生活をしていた。近所に被害者の兄が家族とともに居住しており、兄が事件後の対応を行っていた。事件から数ヶ月後、警察の紹介で兄が来所され面接した。加害者が逮捕されたことから、今後の刑事手続への不安とともに弟のためにしっかりと刑事手続に関わっていきたいという意向が語られた。被害者代理人弁護士と連絡を取り、弁護士との面談や検察官との打ち合わせに付添支援を行い、準備を進めた。 第一審では兄が被害者参加と証人出廷を行い、兄の家族も裁判を傍聴した。相談員1名が被害者参加と証人出廷をした兄の付添人として在廷し、もう1名の相談員が兄家族の傍聴に付添を行った。有罪判決が出たが被告人が控訴し、控訴審でも被害者参加をするべく準備を行っていたところ、兄が病気で亡くなり、被害者参加できる直系親族が不在となってしまった。控訴審は兄家族が傍聴席で傍聴、判決まで見届けた。相談員は被害者代理人弁護士とともに判決まで付添を行った。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 早期援助団体の利点を生かし、事件後早い時期から関係機関と連携して直接的支援を行っていきたい。			

第3号事業「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業」

給付金の申請の補助	電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明、関係機関への付添い等の支援を行った。 2件実施
-----------	---

第4号事業「被害者自助グループへの支援事業」

被害者自助グループへの支援事業	犯罪被害者の遺族（交通死亡事故を含む）が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループメンバーに対する支援を行った。
支援実施状況	1 犯罪被害者遺族自助グループ交流会(会員28名) 11回 2 市原刑務所における被害者の感情理解プログラム(4回)、東京家庭裁判所における交通講習の講師派遣(12回)、東日本成人矯正医療センター特別改善指導(3回) 3 警察署等における講演活動の連絡調整

第5号事業「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」

(「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業)

1 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	被害者支援活動の推進にあたって、関係機関団体主催の会議に参加したほか、合同会議の開催などを通じて連携体制を強化するとともに、個々の相談支援活動においても関係機関の担当者と連絡・調整を行った。
関係機関・団体との連携	・ 全国被害者支援ネットワーク新任事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。(4月14日) ・ 全国被害者支援ネットワーク全国事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。(4月15日) ・ 東京都総務局人権部、警視庁犯罪被害者支援室と総合支援会議を行い連携強化に向けて、情報共有や意見交換を行った。 (9回:4月21日、5月16日、6月24日、7月24日、8月20日、9月22日、10月17日、11月27日、12月22日、1月16日、2月27日、3月17日) ・ 警察庁「犯罪被害者等支援実務者会議」に参加し意見交換を実施した。 (7月10日) ・ 警察庁「交通事故被害者サポート事業検討会」に出席し、意見交換を行った。 (4回:7月24日、9月22日、12月22日、2月17日) ・ 法務省法務総合研究所交通犯罪に関する研究についてのヒアリングに協力した。 (8月26日) ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業に係る連絡調整会議及び専門家懇談会に出席し、情報共有を図った。(2回:8月27日、3月27日) ・ 全国被害者支援ネットワーク経理事務担当者研修に出席し、情報交換を図った。(9月5日) ・ 全国被害者支援ネットワーク関東甲信越ブロック事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。(9月26日) ・ 総務省東京行政評価事務所 東京一日合同行政相談所に相談員を派遣、協力した。(10月16日) ・ 東京地方検察庁犯罪被害者支援室からの研修生を受け入れ、連携を図った。 (10月20日～10月31日 1名、12月1日～12月 1名) ・ 暴力団追放運動推進都民センター暴力団追放都民大会に参加した。 (11月17日) ・ 警察庁交通事故被害者サポート事業「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」に参加し、意見交換を行った。(12月2日)

	・ 警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベントに参加、協力した。(2回:12月20日、3月28日) ・ 東京都「犯罪被害者等支援を進める会議」に出席し、関係機関・団体と意見交換を行った。(2月3日) ・ 日本司法支援センター東京事務所地方協議会に参加した。(1月16日) ・ 全国被害者支援ネットワーク関東甲信越ブロック支援活動責任者交流会議に出席し、情報交換を図った。(2月10日) ・ 犯罪被害者支援関連団体と東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。(2月20日) ・ 内閣府「中央交通安全対策会議専門委員会」に出席し、意見交換を行った。(3月6日) ・ 全国被害者支援ネットワーク関東・甲信越ブロック支援活動責任者交流会に参加し情報交換を図った。(3月13日) ・ その他、関係機関等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)
区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携	・ 豊島区における犯罪被害者等支援のあり方検討委員会に出席し、関係機関と情報交換を図った。(3回:4月22日、6月13日、11月20日) ・ 東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会に出席し、意見交換を行った。(5月22日) ・ 東京都「女性も男性も輝くTOKYO会議」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(6月23日) ・ 立川市「犯罪被害者等支援条例策定検討委員会」に出席し、関係機関と条例制定に向けて情報交換を図った。(10月24日) ・ 渋谷区「犯罪被害者等条例制定に向けたあり方検討会」に出席し、関係機関と条例制定に向けて情報交換を図った。(3回:7月23日、9月4日、1月14日) ・ 「東京都犯罪被害者支援連絡会」に出席し、各機関・団体における相互理解と連携強化を図った。(実務担当者:10月9日、総会:1月29日) ・ 練馬区「犯罪被害者等支援推進連絡会議」に出席し、連携強化に向けて情報共有を図った。(11月4日) ・ 世田谷区「犯罪被害者等支援検討委員会」に出席し、関係機関・団体と意見交換を図った。(2月9日) ・ 港区「犯罪被害者等支援条例あり方等検討検討会」に出席し、関係機関と条例制定に向けて情報交換を図った。(2回:2月12日、3月26日) ・ 「東京都子供・若者支援協議会(連絡調整部会)」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(3月25日) ・ その他、自治体被害者支援担当部署等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)

2 東京都人権部との連携・協働による被害者支援事業	平成20年4月1日から、東京都人権部と協定「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、連携・協働による被害者支援事業を行っている。 事業内容は、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置し、電話・面接相談、東京都の経済的支援等に関する窓口業務、病院や警察署等への付添いなどの直接的支援及び精神科医等による精神的支援等のほか、東京都職員等に対する犯罪被害者等への対応能力の向上に必要とされる研修等を実施した。 また、区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化を目的として、「区市町村からの研修生受入」を行った。						
研修実施状況	・ 東京都職員等に対する研修会の実施 6回 <table border="0"> <tr> <td>（ 東京都一般職員・関係機関担当者対象</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>区市町村職員対象</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>学校関係者対象</td> <td>1回</td> </tr> </table>	（ 東京都一般職員・関係機関担当者対象	1回	区市町村職員対象	4回	学校関係者対象	1回
（ 東京都一般職員・関係機関担当者対象	1回						
区市町村職員対象	4回						
学校関係者対象	1回						
区市町村訪問 研修生受入	・ 区市町村訪問・助言の実施 6回 (瑞穂町、日の出町、江東区、墨田区、あきる野市、練馬区) ・ 区市町村からの研修生受入 3回(1回5日間) 3名(豊島区、墨田区、港区)						
3 加盟民間被害者支援団体との連携	被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにするため、加盟民間被害者支援団体の相談員等に対し、「直接的支援実地研修」を行い、被害者支援に関する知識、技能の習得を図った。 ・ 直接的支援実地研修 10回(1回5日間)17団体18名						

第6号事業「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」

(「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業)

相談員・ボランティアの養成及び研修事業	内閣府作成「民間被害者支援団体におけるカリキュラム・モデル案」に基づいて各種研修を実施し、知識・技術の習得・向上に努めた。
1 ボランティア候補者研修	被害者支援の啓蒙、直接的支援活動及び相談業務の拡充を図るため、参加者を公募して被害者支援セミナーを開催し、被害者の実状、被害者支援等に関する研修を行った。 被害者支援セミナー 6月14日 参加者 30名
2 基礎研修	被害者支援に必要な基礎的知識を習得するため、ボランティア候補者及びボランティア(現在16名登録)に対し、全国被害者支援ネットワーク発刊の「直接支援員初級マニュアル」等を活用して、当センター役職員及び部外講師による研修を実施し、関係法令その他支援に必要な知識の習得を図った。 基礎研修 5回
3 実地研修	犯罪被害相談員や関係機関等からの研修生等が相談支援活動に関する実務能力を習得するため、電話・面接相談、直接的支援、被害者自助グループ活動を行う際に指導者が同席・同伴して、個別で指導助言を行った。
4 継続研修 内部研修	ボランティア及び犯罪被害相談員等の支援能力の向上及び直接的支援に向けた法令等の習得を図るため、精神科医、弁護士、関係機関等による全体研修及び相談支援室長等による個別研修を行っている。 内部及びボランティア研修 18回
5 外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて、被害者支援に必要な知識及び技能の習得を図った。 ○ 世田谷区 犯罪被害者等条例制定PRイベント参加(4月4日 4名) ○ 第35回日本被害者学会(6月7日 6名) ○ 全国被害者支援ネットワーク 関東甲信越ブロック質の向上研修上半期研修会(7月12日～13日 1名) ○ 第24回日本トラウマティック・ストレス学会(8月5日～6日 5名) ○ 全国被害者支援ネットワーク研修会 ・ フォーラム (10月17日 7名) ・ 秋期全国研修会 (10月18日～19日 18名) ○ 被害者が創る条例研究会シンポジウム ～犯罪被害者がのぞむ支援をどの地域でも～(10月24日) ○ 狭山市犯罪被害者等支援の会「オリーブ」講演会(10月25日 2名、1月17日 1名) ○ 新宿区犯罪被害者週間行事(11月3日 2名) ○ 豊島区犯罪被害者等支援条例制定記念シンポジウム(11月15日 1名)

	○ 警察庁被害者週間中央イベント参加(11月28日 3名) ○ 杉並区「犯罪被害者支援のつどい」犯罪被害者支援条例制定から20年を考えるシンポジウム(11月30日 5名) ○ 全国被害者支援ネットワーク 支援活動責任者研修(12月5日 1名) ○ ミニ・命のメッセージ展inなかの(12月18日 3名) ○ 全国被害者支援ネットワーク フィンランド・イギリス海外調査事業報告会(2月2日)
6 事例検討会の実施	実際の相談事例及び直接的支援の実施事例を取り上げ、精神科医、相談支援室長及び相談支援室長代理等からの助言指導のもと事例検討会を実施し、個々の事例に対する適切な相談・支援要領等を検討した。 事例検討会 56回

第7号事業「被害者の実態に関する調査及び研究事業」

調査研究事業	・ 日本トラウマティックストレス学会に出席し、トラウマからの回復やPTSDに有効な治療法などについて学んだ。 ・ 日本被害者学会学術大会に出席し、有識者より被害者の現状や関係法令などについて学んだ。 ・ 全国被害者支援ネットワーク海外調査(ヘルシンキ・ロンドン)に参加し、海外の法制度、取組みなどについて学んだ。
--------	--

第8号事業「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」

広 報 啓 発 事 業	被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施した。
1	関東管区警察学校、警察署等への講師派遣 48 回
2	全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣 11 回
3	その他の講師派遣 115 回 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等)
4	センター視察・見学 22 回
5	犯罪被害者支援キャンペーン (11月7日～8日に新宿駅西口イベント広場にて開催)
6	区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン・パネル展 (品川区4/17・9/25、23署合同4/25、渋谷区5/27・11/2、25署合同8/1・11/26 港区9/11、杉並区9/29、大田区 9/30・11/28、24署合同10/2、足立区11/13、 第8、第9方面合同11/25、江東区12/10、10署合同12/19、27署合同2/10、 文京区11/25)
7	coffee aid day にてパネル展示(6月7日)
8	センターニュースの発行 (4月・12月:各10,000部、8月:13,000部)
9	ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及び リーフレットの活用依頼(3月)
	○ ポスター (B2) 500 枚
	ポスター (A3) 1,200 枚
	ポスター (A4) 1,000 枚
	ポスター (キャンペーン A4) 1,000 枚
	○ リーフレット(一般用) 136,000 部
	リーフレット(直接的支援用) 11,500 部
	リーフレット(被害者本人用) 2,000 部
	リーフレット(被害者家族用) 2,000 部
	リーフレット(遺族《子どもの保護者》用) 2,000 部
	リーフレット(関係機関用) 2,000 部
	リーフレット(目撃者用) 2,000 部
	リーフレット(性被害《子どもの保護者》用) 2,000 部
10	遺族の手記「もう一度会いたい24集」配布(9月) 25,000 部
11	情報紙等への広報掲載
	○ タブロイド新聞「月刊はいからエスト」(東京版)(年6回)、「季刊誌はいから」 (年4回)
	○ たまきたPAPER(多摩版)(年4回)
12	広報用グッズの作成
	○ LEDキーホルダー 800 個
	○ エコバッグ 13,000 個
	○ クリアファイル(A4) 30,000 枚
13	都内区市町村に対する広報記事掲載依頼 (随時)
14	ホームページ及びスマートフォンサイトの改訂 (随時)

第9号事業「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

会員確保に向けた活動	会員・寄附の獲得のため以下の活動を実施した。 1 センターニュースの発行(年3回) 2 各種講演・講義等の実施 3 犯罪被害者支援自動販売機の設置及び支援企業契約 4 企業訪問等 5 募金箱の設置
運営体制の充実を図るための取組	理事会・社員総会の適正な運営及び情報公開の向上・充実に努めた。 1 運営体制の充実を図るため、理事会については年2回の定期開催をオンライン形式により実施するとともに、書面決裁による臨時理事会を活用し、機動的かつ適正な意思決定及び審議の充実に努めた。 また、社員総会については、対面を基本としつつオンライン参加を可能とするハイブリッド形式により開催し、出席貴会の確保及び運営の透明性の向上を図った。 さらに、議事録については、署名押印を付した議事録を作成し、施錠可能なキャビネットにおいて適切に管理・保管することで、業務の適正執行の確保に努めた。 2 当センターホームページのリニューアルを実施し、情報発信機能の向上及び情報公開の充実を図った。